

栃木市議会政治倫理条例施行規程

（趣旨）

第1条 この告示は、栃木市議会政治倫理条例（平成25年栃木市条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（審査の請求）

第3条 条例第4条第1項の規定により審査を請求しようとする市民又は議員の代表者（以下「請求代表者」という。）は、審査請求書（別記様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第7項の規定は、審査請求のための署名を求める場合について準用する。

（審査請求書の審査）

第4条 議長は、審査請求書の提出があったときは、当該審査請求書に署名した者が当該提出日における直近の選挙人名簿に登録されている者であるかどうかについて、選挙管理委員会に対し確認を求めるものとする。

2 議長は、前項の審査請求書について、その記載事項及び添付書類の内容を点検し、不備があると認めたときは、請求代表者に対し、相当の期限を定めて、補正を求めることができる。

3 議長は、前項の規定により補正を求められた請求代表者が補正に応じないときは、当該審査請求を却下することができる。

4 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求却下通知書（別記様式第2号）により請求代表者に対しその旨を通知するものとする。

（審査の付託）

第5条 条例第5条第1項に規定する審査の付託は、審査付託書（別記様式第3号）により行うものとする。

（審査会の委員長等）

第6条 委員長は、栃木市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の会議等）

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、審査会の設置後最初の会議は、議長が招集する。

2 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会の委員の除斥については、法第117条の規定を準用する。

5 審査会の会議の傍聴については、栃木市議会傍聴規則（平成22年栃木市議会規則第2号）の例による。

6 審査会の庶務は、議会事務局議事課において処理する。

（審査結果の報告等）

第8条 条例第6条第1項に規定する審査結果の報告及び必要な措置の勧告は、審査結果報告書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 条例第8条第1項に規定する請求代表者及び審査対象議員に対する審査結果の通知は、審査結果通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

（資産等報告等）

第9条 条例第10条第1項の規定により審査会が提出を求める資産等報告書の作成については、政治倫理の確立のための栃木市長の資産等の公開に関する条例（平成22年栃木市条例第27号）の例による。

2 資産等報告書の様式は、政治倫理の確立のための栃木市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成22年栃木市規則第17号）に規定する様式の例による。

3 前2項に規定するもののほか、資産等報告書の作成に当たっては、審査会の指定する条件、期間その他の基準によるものとする。

4 審査会は、資産等報告書の提出を求めるに当たっては、相当の期限を付するものとする。

(公表の手段)

第10条 条例第10条第2項及び第11条の規定による公表は、議会広報紙への掲載により行うものとする。

(説明会)

第11条 議長は、条例第12条第1項の規定により説明会を開くときは、開催の日時、場所その他必要な事項を定め、開催日の7日前までに告示しなければならない。

2 審査対象議員は、説明会に出席するときは、本人に代わり説明及び質疑応答等を行う者を選任し、又は説明及び質疑応答等を補佐する者を同席させることができない。

3 審査対象議員は、病気、事故その他やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、その前日までに、議長に弁明書を提出しなければならない。

4 議長は、前項の弁明書が提出されたときは、これを告示するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年議会告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年議会告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年議会告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年議会告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

（ 1 枚目）

年 月 日

（宛先）栃木市議会議長

請求代表者 住 所
職 業
氏 名

（自署しない場合は、記名押印してください。）

審 査 請 求 書

栃木市議会政治倫理条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審査を
請求します。

1 審査対象議員の氏名

2 疑義の内容

3 疑義の根拠

栃木市議会政治倫理条例第 3 条第 1 項第 号

4 添付書類

（1） 審査請求者署名簿

（2） 当該違反に係る事実を証する資料

(2枚目以降)

審查請求者署名簿

栃木市議会政治倫理条例第４条第２項の規定により、(氏名)議員に係る審査を請求するため、署名します。

また、栃木市議会議長が選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録されている者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

[illegible]

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）請求代表者

栃木市議会議長



審査請求却下通知書

年 月 日に提出のあった審査請求について、先に補正を求めましたが、指定の期限までに補正が行われなかったため、当該請求を却下します。

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

栃木市議会政治倫理審査会

委員長

様

栃木市議会議長



審 査 付 託 書

栃木市議会政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を付託します。

1 請求代表者の氏名

2 審査対象議員の氏名

3 審査請求の内容

4 添付書類

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）栃木市議会議長

栃木市議会政治倫理審査会委員長

審 査 結 果 報 告 書

栃木市議会政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 審査対象議員の氏名及び審査請求の内容

2 審査結果

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

栃木市議会議長



審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで審査請求のあった件について、栃木市議会政治
倫理審査会から次のとおり報告があったので通知します。

1 審査対象議員の氏名及び審査請求の内容

2 審査結果